

# 藤田医科大学ばんだね病院安全管理部規程

施行 平成 20 年 12 月 1 日

改正 平成 30 年 10 月 10 日

## 第 1 章 総則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、医療法及び医療法施行規則等に基づき、藤田医科大学ばんだね病院（以下、病院という）における安全かつ適切な医療を提供し、組織横断的に安全管理体制を構築するために病院に安全管理部を設置し、それに必要な事項を定める。

### (設 置)

第 2 条 安全管理部に安全管理室と感染対策室を置く。

2. 病院長の指揮命令において、担当副院長が安全管理部長となる。

## 第 2 章 安全管理室

### (構 成)

第 3 条 安全管理室は、次の構成とし、構成員の任期は 1 年とする。

- (1) 安全管理室長（兼任）
- (2) 安全管理副室長（兼任）
- (3) 医療安全管理者（専従）
- (4) 医療機器安全管理責任者（兼任）
- (5) 医薬品安全管理責任者（兼任）
- (6) 各部署コアセーフティマネージャー（兼任）

2. 前項第 1 号の安全管理室長および第 2 号の安全管理副室長は、病院長が任命する。

3. 第 1 項第 3 号の医療安全管理者は専従として、病院長が任命する。

4. 安全管理室長不在の場合は、安全管理副室長がその職務を代行する。

### (職 務)

第 4 条 安全管理室は、医療安全の確保や医療事故防止を目的に、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理指針、医療事故防止マニュアルに関すること
- (2) 医療事故発生時の調査対応に関すること
- (3) 医療安全管理委員会、セーフティマネジメント委員会に関すること
- (4) 医療問題対策委員会、医療事故調査委員会に関すること

- (5) 医療問題等発生時報告書、インシデント・アクシデント報告に関すること
  - (6) 医療安全管理のための職員研修に関すること
  - (7) 医療機器等の安全使用に関すること
  - (8) 医薬品の安全使用に関すること
  - (9) 医療安全に係る連絡調整に関すること
  - (10) 医療安全に係る患者相談窓口に関すること
  - (11) その他の医療安全対策の推進に関すること
- 2. 医療機器安全管理責任者は、第1項第8号に関する企画立案及び評価ならびに医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導を行なう。
  - 3. 医薬品安全管理責任者は、第1項第9号に関する企画立案及び評価ならびに医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導を行なう。

(記録の保存期間)

第5条 医療問題等発生時報告書は、同報告の記載日翌日から起算して5年間保管する。

- 2. インシデント・アクシデント報告は、同報告の入力日の翌日から起算して1年間保管する。

### 第3章 感染対策室

(構成)

第6条 感染対策室は、次の構成とし、構成員の任期は1年とする。

- (1) 感染対策室長（兼任）
  - (2) 感染対策副室長（兼任）
  - (3) 院内感染対策者（専従）
- 2. 病院長は、必要に応じて前項各号の者以外のものを構成員に任命することができる。
  - 3. 第1項第1号の感染対策室長および第1項第2号の感染対策副室長は、病院長が任命する。
  - 4. 第1項第3号の院内感染対策者は専従として、病院長が任命する。
  - 5. 感染対策室長不在の場合は、安全管理副室長がその職務を代行する。

(職務)

第7条 感染対策室は、医療安全の確保や院内感染防止を目的に、次に掲げる業務を行なう。

- (1) 院内感染対策指針、院内感染防止対策マニュアルに関すること
- (2) 院内感染発生時の調査対応に関すること

- (3) 感染防止対策委員会、ICT 運営委員会に関すること
- (4) 院内感染サーベイランスに関すること
- (5) 院内感染に係る報告に関すること
- (6) 院内感染防止のための職員研修に関すること
- (7) 院内感染防止対策に係る医療機器等や医薬品の使用に関すること
- (8) 院内感染防止対策に係る連絡調整に関すること
- (9) その他院内感染防止対策の推進に関すること

#### 第4章 雑則

(守秘義務)

第8条 安全管理室及び感染対策室の構成員は、業務上で知り得た事項を、正当な事由なく他に洩らしてはならない。

(細 則)

第9条 この規定に定めるもののほか、安全管理部の運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

#### 附則

1. この規程は、平成20年12月1日から施行する。
2. 平成30年10月10日一部改正